

平成 29 年 1 月 20 日

「道路協力団体」として香川県内で 3 団体が初指定！**— 道路協力団体指定証の交付式を行います —**

○国土交通省香川河川国道事務所管内で国道の道路美化清掃活動を長年行っている以下の 3 団体が、県内で初めて「道路協力団体」として指定されることとなりました。

- ・牟礼香川グリーンクラブ（高松市牟礼町大町 1252）
代表者 太田 富雄 氏
- ・屋島をよくする会（高松市屋島西町 1921-13）
代表者 中條 正彦 氏
- ・NPO 法人四国の道路サポータクラブ（高松市錦町 1-18-3 2A）
代表者 理事長 蓮井 康 氏

○この指定を受け、3 団体への道路協力団体指定証の交付式を下記のとおり行います。

記

日 時：平成 29 年 1 月 26 日（木）11：30～12：00

場 所：香川河川国道事務所 2階会議室（高松市福岡町4-26-32）

TEL 087-821-1561（代表）

注）道路協力団体制度は、官民連携による道路管理の一層の充実を目的とした制度で、昨年 4 月に道路法の改正により創設されました。制度の概要については、別紙をご覧ください。

昨年末に国が管理する国道（直轄国道）について、初めてとなる道路協力団体の公募を行い、全国 26 団体を道路協力団体に指定しました。その内、四国地方整備局では、5 団体を指定し、その指定状況は以下の HP で掲載しています。

<http://www.skr.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/parts/shiteizyokyo.pdf>

※当日、取材にお越しいただく場合は、下記問い合わせ先まで事前にご連絡下さい。

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.3 美しい自然とおもてなしの心による「視国」観光活性化プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先（◎：主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 TEL087-821-1561（代表）

◎事業対策官 金滝 和彦 内線208

道路調査課長 山岡 敏之 内線451

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

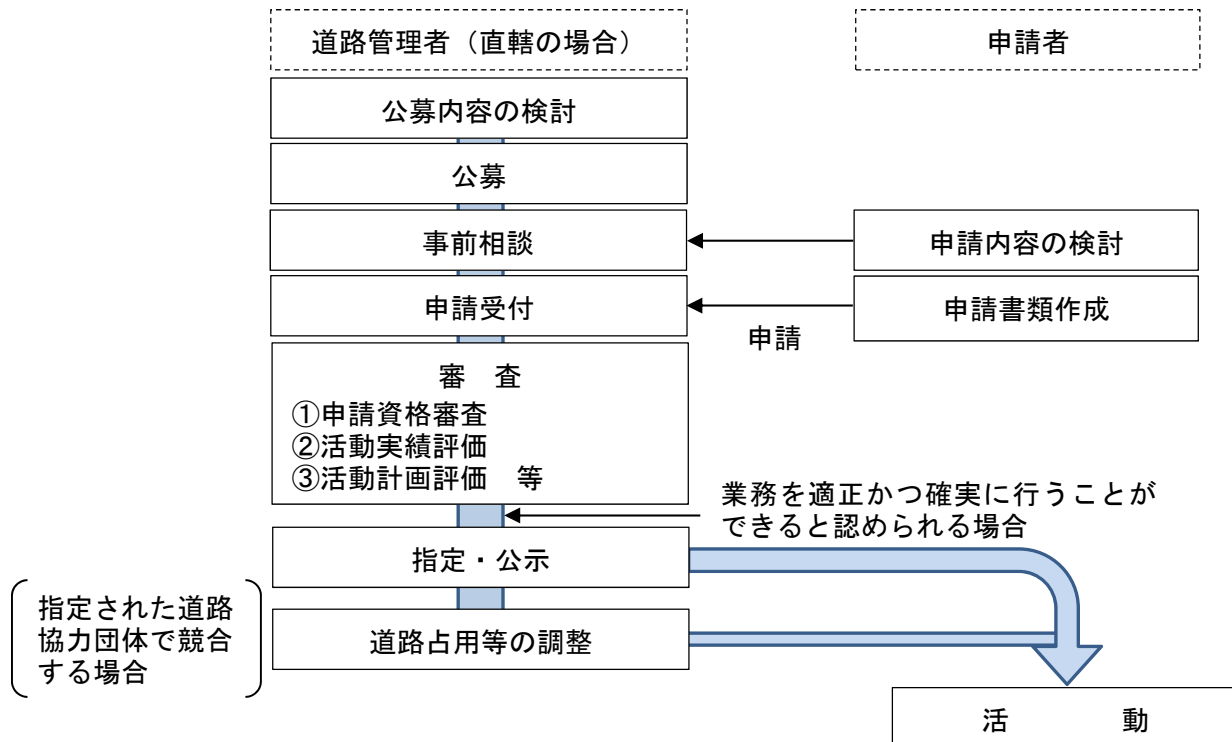
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



【牟礼香川グリーンクラブ】

指定区間: 高松市牟礼町大町 L= 100m

実績区間: 高松市牟礼町大町 L= 200m



【活動実績】

国道11号の道の駅「源平の里むれ」において、15年間、植樹帯の清掃・除草を2月に1回、植栽帯の花植えを年1回実施している。



植樹帯の花植え



植樹帯の清掃・除草

表彰履歴

平成17年「国土交通省行政関係功労者表彰」事務所長賞

平成19年国土交通省行政関係功労者表彰」整備局長賞

平成22年「道路功労者表彰」道路協会

平成27年ふれあい協議会会長表彰

【屋島をよくする会】

指定区間: 高松市高松町

L= 200m

実績区間: 高松市高松町～屋島西町 L=1, 540m



【活動実績】

高松市高松町から、観光地である屋島の入口付近までの国道11号において、15年間、歩道・植栽帯の清掃及び除草を2月に1回実施している。



花壇への花植え



植樹帯の清掃活動

表彰履歴

平成16年「国土交通省行政関係功労者表彰」事務所長賞
平成18年「国土交通省行政関係功労者表彰」整備局長賞
平成22年道路功労者表彰(日本道路協会)
平成28年「道路ふれあい月間」国土交通大臣賞

【NPO法人 四国の道路サポータクラブ】

指定区間: 高松市玉藻町地先～高松市寿町一丁目地先、高松市番町一丁目 L= 350m

実績区間: 高松市玉藻町地先～高松市番町一丁目 L=1, 100m



【活動実績】

平成17年から高松市の玄関となる国道30号において、歩道、植栽帯の清掃、除草および植栽帯の花植えを実施。

四国地方幹線道路協議会(国・県等の道路管理者)との協賛による88クリーンウォーク四国の主催(年1回)や へんろみちの普及に関するウォーキングイベント(年1回)を実施



植栽帯の花植え



88クリーンウォーク

表彰履歴

平成17年「国土交通省行政関係功労者表彰」整備局長賞
平成20年「国土交通省行政関係功労者表彰」事務所長賞
平成26年道路功労者表彰(日本道路協会)

